

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第6条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月16日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されることを踏まえ、傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により障害厚生年金が支給される場合に当該補償に乗じる調整率を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。